

安全未来特定認定再生医療等委員会

# 議事録要旨

第 75 回 3 部

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口 1-19-11 グラントール溝の口 502 号

一般社団法人 再生医療安全未来委員会

理事長 白井 由美子

# 安全未来特定認定再生医療等委員会議事録要旨

## 第75回 第3部

2019年12月20日

安全未来特定認定再生医療等委員会は、提出された再生医療計画について、その調査・審議・判定を行ったのでその議事録要旨を作成する。

### 【議題】

アヴェニューセルクリニック

経過措置対応審査

1. 「難治性アトピー性皮膚炎に対する自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた静脈注射治療」
2. 「ざ瘡瘢痕に対する自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた静脈注射治療」
3. 「皮膚の加齢性変化に対しての自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた局所注射療法」
4. 「毛髪に加齢性変化による減少に対しての自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた局所注射療法」
5. 「間葉系幹細胞によるリンパ浮腫治療」
6. 「自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた関節痛、変形性関節症治療」
7. 「自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた靭帯・腱損傷治療」
8. 「脳梗塞後遺症に対する自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた静脈注射治療」
9. 「筋委縮性側索硬化症（ALS）の進行抑制を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた静脈注射治療」

### 第1 審議対象及び審議出席者

#### 1 日時場所

日 時：2019年12月17日（火曜日）第3部 19:23～19:25

開催場所：東京都渋谷区渋谷 2-17-3 渋谷東宝ビル

#### 2 出席者

出席者：内田委員（臨床薬理学）、佐藤委員（再生医療）、高橋委員（臨床医）、  
小笠原委員（細胞培養加工）、菅原委員（生命倫理）、村上委員（一般）

申請者：管理者 井上 啓太

陪席者：（事務局）坂口 雄治、木下 祐子

### 3 技術専門員 1~5

吉本信也先生  
総合南東北病院 形成外科センター長

6,7

吉村 誠先生（評価書）  
総合高津中央病院 副院長 整形外科部長

8,9

今井英明先生（評価書）  
JCHO 東京新宿メディカルセンター 脳神経外科 主任部長

### 4 配付資料

資料受領日時 2019年11月21日

(本審査資料)

- ・ 再生医療等提供計画事項変更届書（様式第2）

(事前配布資料)

- ・ 再生医療等提供計画事項変更届書（様式第2）
- ・ 細胞を提供を受ける場合の説明文書・同意文書
- ・ 技術専門員による評価書（経過措置）

(会議資料)

- ・ 再生医療等提供計画事項変更届書（様式第2）
- ・ 細胞を提供を受ける場合の説明文書・同意文書
- ・ 技術専門員による評価書（経過措置）

## 第2 審議進行の確認

### 1 開催基準の充足

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年九月二十六日厚生労働省令第百十号）改正後第六十三条の規定する開催要件は次のとおり。

成立要件：

- 1 5名以上の委員が出席していること。
- 2 男性及び女性の委員がそれぞれ2名以上出席していること。
- 3 次に掲げる者がそれぞれ1名以上出席していること。
  - イ. 再生医療等について、十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
  - ロ. 細胞培養加工に関する識見を有する者
  - ハ. 医療又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家、または生命倫理に関する識見を有する者

## ニ. 一般の立場の者

- 4 出席者の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有する者を含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。
- 5 認定再生医療等委員会の設置者と利害関係を有しない委員が2名以上含まれていること。

事務局の坂口雄治が今回の審査の前に、開催基準に関して要件を読み上げ、全てにおいて条件を満たしていることを各委員に宣言した。

### 第3 審議

#### 1. 再生医療等提供計画の新様式に対応するための変更

4月から新法が施行になっており、その対応のため同意説明書の改訂などを求め、その他厚生労働省のチェックリスト改正内容を踏まえて必要な審議をおこなった。

菅原委員より、変更について問題ないか委員に確認し、全委員が問題無しとの意見であった。技術専門員からの変更審査についての評価書を委員全員で確認した。

#### 2. 各委員の意見

- (1)承認 6名
- (2)否認 0名

#### 3. 委員会の判定

当委員会は、再生医療等提供計画が、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断する。同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

以上に鑑み、今回審査した計画について「承認」と判定する。

以上